

## 質 問 回 答 書

業 務 名：四郷汚水幹線管渠設計業務委託

業務場所：四日市市 八王子町及び室山町 地内

No.	質問事項	回 答
1.	<p>特記仕様書の「その他」の項目に、「試掘が必要と判断された場合には、受託者にて試掘を行うこと。」と記載されています。設計路線は河川沿いの道路となり、全スパン推進工法で計画されています。管路の設計においては、橋梁の下部構造や、地下埋設物の資料を管理者から収集し、立抗位置及び線形を検討します。支障物の資料が収集出来なかった場合、又は、これに明確なオフセットが記載されていない場合等には、地上部から可能な限り確認するか、又は、発注者と協議し、安全側のクリアランスをとるよう努めますが、このような場合にも、「試掘が必要と判断された場合には、受託者で試掘を行うこと。」に該当するものでしょうか。</p>	<p>協議の結果、試掘が必要と判断した場合は、このような場合も該当します。</p>